

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件

環境省設置法の一部を改正する法律による改正後の環境省設置法第十二条第一項及び第三項の規定により、地方環境事務所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名称	位置	管轄区域
九州地方環境事務所	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
中国四国地方環境事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中部地方環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
北海道地方環境事務所	札幌市	北海道

環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、管轄区域の特例を定めることができるものとする。

理由

地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境行政を展開するため、環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。